

# 平成24年第1回 飯塚市議会会議録第6号

平成24年3月22日(木曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

日程第28日 3月22日(木曜日)

### 第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第1号 平成23年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
- 2 議案第6号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 3 議案第19号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第20号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第23号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 6 議案第32号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

### 第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第3号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第4号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- 3 議案第5号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第8号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計予算
- 5 議案第18号 平成24年度 飯塚市立病院事業会計予算
- 6 議案第25号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 7 議案第30号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第31号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例
- 9 請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願

### 第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第13号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- 2 議案第14号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
- 3 議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例
- 4 議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
- 5 議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例
- 6 議案第35号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更
- 7 議案第37号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 8 議案第38号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 9 議案第51号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

### 第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第7号 平成24年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- 2 議案第9号 平成24年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- 3 議案第10号 平成24年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

- 4 議案第11号 平成24年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- 5 議案第12号 平成24年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- 6 議案第15号 平成24年度 飯塚市水道事業会計予算
- 7 議案第16号 平成24年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
- 8 議案第17号 平成24年度 飯塚市下水道事業会計予算
- 9 議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例
- 10 議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 11 議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例
- 13 議案第33号 土地の処分(鯉田工業団地)
- 14 議案第34号 財産の貸付け(飯塚リサーチパーク)
- 15 議案第36号 市道路線の認定
- 第5 平成24年度一般会計予算特別委員長報告(質疑、討論、採決)
  - 1 議案第2号 平成24年度 飯塚市一般会計予算
  - 2 議案第50号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号)
- 第6 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 1 議案第39号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 2 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 3 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 4 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 5 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 6 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 7 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 8 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 9 議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 10 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - 11 議案第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第7 議会選出各種委員等の選出
- 第8 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 1 議員提出議案第1号 市長の専決処分事項指定の追加
  - 2 議員提出議案第2号 飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 3 議員提出議案第3号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出
  - 4 議員提出議案第4号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出
  - 5 議員提出議案第5号 「武器輸出禁止三原則」の法制化を求める意見書の提出
  - 6 議員提出議案第6号 八木山バイパスの早期無料化に関する意見書の提出
  - 7 議員提出議案第7号 東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議
- 第9 報告事項の説明、質疑
  - 1 報告第1号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
  - 2 報告第2号 平成23年度 飯塚市土地開発公社予算の補正

- 3 報告第3号 平成23年度 財団法人飯塚市都市施設管理公社予算の補正
- 4 報告第4号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第10 署名議員の指名

第11 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第1号」、「議案第6号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第23号」、及び「議案第32号」、以上6件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 平成23年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校整備費における小学校耐震化・大規模改造事業において、太陽光発電の設置を行うようになっているが、市内の全小中学校に設置する予定であるのかということについては、太陽光発電は大規模改修工事等に合わせて設置する予定であり、市内全小中学校に設置する考えであるという答弁であります。

次に、すでに設置が完了し太陽光発電が稼働している学校はどこか、また太陽光発電によりどの程度の電力をまかなうことができるのかということについては、立岩・伊岐須・庄内小学校及び二瀬・筑穂・庄内中学校に設置しており、文部科学省の試算によると1校あたり約8教室分の電力をまかなうことができるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、太陽光発電の設置については予算が膨らむにも関わらず、小中学校の大規模改修の名のもとに、よく検討しないまま導入していると考えられるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、146名の滞納者のうち定期的返済がなされていない滞納者が45名いるとのことであるが、その詳細はどのようなものなのかということについては、45名は1年以上納入がない滞納者で、内訳としては死亡が確認されているもの17名、行方不明8名、破産4名、生活保護受給者7名、収入減少による生活困窮者9名となっているという答弁であります。

次に、借受人が死亡もしくは行方不明になった場合、相続人や保証人は責任を持って支払いを行っているのかということについては、相続人や保証人が返済に応じれば支払いがなされるが、相続人や保証人についても死亡あるいは行方不明となった場合は、不納欠損の措置をとっているという答弁であります。

次に、不納欠損の条件は何かということについては、借受人が死亡し、かつ相続人が相続放棄した場合、借受人が破産し免責を受けている場合、借受人が生活保護を受けている場合

または生活保護に準じた生活をしている場合。概ね7年にわたって行方不明の状態であり、かつ保証人についても同様な場合。競売等の強制執行をしたのち、差し押さえする財産がなく債権の回収が困難な場合等であるという答弁であります。

次に、借受人が生活保護受給者や生活困窮者の場合においては、支払える状況になるまで支払猶予の措置をとることはないのかということについては、そのようなケースについては支払猶予の措置を行っている。支払猶予は借受人からの申請に応じて行っているが、支払猶予規程については明確なものが整備されていなかったため、今年度末までに整備する予定であるという答弁であります。

この答弁を受けて、借受時点からすれば経済情勢も変わっており、また借受人も高齢になるなど、なかなか支払えない状況で苦しんでいる方もいると思われるため、支払猶予の措置があるのであれば、支払猶予規程を早急に作成し周知してほしいという要望が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、滞納整理については、人件費等の経費をかけた割にはきちんとした仕事がされていないと考えるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、集会所の移転理由は何かということについては、旧集会所の土地は埋立地のため建設当時から地盤に問題があり、昭和54年には鋼管杭を打つなど、数回の補強工事を行ったにもかかわらず、その後も沈み続けている状況であったことや、旧集会所の土地は借地であったことなどが理由であるという答弁であります。

次に、集会所は市の財産であるため建て替え等の費用は全額市が負担をするとのことであるが、自治公民館の建て替え等には自治会の自己資金が必要である。今後も市内にある集会所を全額公費で建て替えていくのかということについては、行財政改革における公共施設等のあり方に関する実施計画にも示されているように、地元あるいは部落解放同盟飯塚市協議会等と協議をしながら、地元に移譲していくことになるかと考えるが、施設の老朽化の程度や財政状況等を考慮しながら適宜対応したいという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、集会所の建て替え費用は全額公費でまかなわれており、不公平感を感じるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。私はただいまの総務委員長報告のうち議案第1号、議案第6号及び議案第23号に反対し討論を行います。平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算です。滞納は205件、滞納金額は4億34万14円と昨年より550万6497円増えています。15年以上と長期に返済が行われていないものが25件もあります。また、滞納の理由として本人の死亡や行方不明があります。本人も保証人も亡くなっているものなどに対しては、基準を作って処理すべきです。貸し付けはすでに終了し、回収だけになっている中で滞納整理の見通しもない。このような予算は認めることができません。

次に、飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例です。これは幸袋西町集会所を新築移転することに伴い、住所変更を行うというものです。3467万3100円の建設費は全額公費です。自治会の公民館は建設補助金制度になっており、その建設資金の多くは住民の負担金と寄付などによって賄われています。いつまでも特別扱いを続けるのか。集会所は地元に移譲していくというふうになっており、特別扱いであり認められません。

以上で終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第1号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第6号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第19号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第20号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第23号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第32号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

厚生委員会に付託していました「議案第3号」から「議案第5号」までの3件、「議案第8号」、「議案第18号」、「議案第25号」、「議案第30号」、「議案第31号」、及び「請願第4号」、以上9件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番（田中裕二）

厚生委員会に付託を受けていました議案8件、請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第3号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第25号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から予算書並びに議案書とあわせ、提出された介護保険料の改定に関する算定資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の介護保険料の改正により基準額が月額915円増加するが、その要因はなにかということについては、第1号被保険者の負担割合の増加や高齢者の自然増によるものが要因だと考えているとの答弁であります。

次に、今後3年間の計画によると次回の改正時には、保険料をさらに値上げせざるを得ない状況になるのではないかと思うが、保険料の上昇を抑えるにはどのような方法が考えられるのかということについては、まず第一に介護予防の取り組みが必要であり、そのほかには、介護給付費の適正化などが考えられるとの答弁であります。

この答弁を受け、予防することにより要介護者にならないような取り組みや、要介護者においては介護度が改善されるような取り組みをしっかりと行っていただきたいとの意見が出されました。

以上のような審査ののち、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第5号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の指定管理は26年度末までであり、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の中で譲渡することで検討されていたが、その進捗状況についてはどのようになっているのかということについては、昨年度から今年度にかけて社会福祉協議会と譲渡に関する財政シミュレーション等について協議をしており、譲渡することで合意できる方向に進んでいるとの答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成24年度飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当初の計画では地域医療振興協会は32名の医師を確保するということがあったが、現状では確保されていないことについてはどのように考えているのかということについては、専門医については、各医学部の医局に地域医療振興協会と市で直接交渉をして医師の確保を図っている状況である。現在、内科医については、計画どおり確保できているが、確保できていない診療科医については、引き続き地域医療振興協会と

協力し、専門医を確保するよう努力をしていくとの答弁であります。

この答弁を受け、指定管理者である地域医療振興協会には、市立病院に計画どおりに医師を派遣していただくようにもっと厳しく対応をしてほしいとの意見が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」については、執行部から提出された国における「子ども・子育て新システムの検討状況」などの資料に基づき補足説明を受け、審査した後、委員の中から国においてはすでにシステムの最終案が示されており、本請願の内容については、現時点で国の進捗状況からすでに遅れたものとなっていることなどの理由により、請願には反対であるとの意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私はただいまの厚生委員長の報告のうち議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第8号、議案第25号に反対し、また、請願第4号については賛成の討論を行います。

まず、平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計予算です。高すぎる国民健康保険税が払えずに、平成23年11月の更新時には保険証の取り上げが887件、資格証明書の発行が1,834件行われています。定期的に診療を受けなければならない人、薬が必要な人があり、医療を受ける権利がおびやかされています。国庫負担の引き上げを国に強く求めると同時に、一般会計からの繰り入れを行い、高すぎる保険料の引き下げを行うべきであります。

次に、平成24年度飯塚市介護保険特別会計予算と飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例です。介護を社会全体で支えるということでスタートした介護保険ですが、利用料の負担が重く利用できない方もたくさんおられます。また、今でも高すぎて払えない保険料が平成24年度から26年度の3カ年の第5期の介護保険料の改定に伴い、基準額で年額10,980円も引き上げられます。総額で3億6000万円にも及ぶ保険料負担が市民の肩に重くのしかかります。高齢者の暮らしを圧迫するものであり認められません。

次に、平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算です。平成23年度の更新のとき、正規の保険証がもらえずに短期保険証を発行されたのが135件です。高齢になれば病気を抱え定期的に病院にかからなければならない方が増えます。最近、孤独死や孤立死が問題になっていますが保険料が払えない方がどういう状況にあるのか把握しているのでしょうか。もともと無料であるべきものであり、高齢者を差別する医療制度であり認められません。

次に、平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算です。筑穂桜の園は利用者の利用料と介護保険料で運営されていますが、この中からサービス向上と将来の施設の維持管理

に使うとして基金を積み立ててきました。平成23年度末見込みで1億3984万4000円です。本来、利用者のサービスのために使うお金を基金として積み立てるべきではなく、本予算には反対です。

最後に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」です。子ども・子育て新システムは親が市町村と契約する仕組みを、親が施設と直接契約する仕組みに変えます。そうなれば市町村の保育実施の義務はなくなり、保育の提供や質の確保に責任を負わなくなります。もともと幼稚園と保育所を一体化して二重行政や待機児童を解消することが目的でしたが、一体化する総合こども園のほかに幼稚園と3歳児未満の乳児保育所を残すこととなり、それぞれ内閣府、文部科学省、厚生労働省が所管する三重行政が生まれます。総合こども園に3歳未満児の受け入れを義務づけていないので待機児童の解消もほとんど見込めません。幼い子どもを抱えて保育所探しに走り回り、どこにも入れなくても親の自己責任となる子育て支援とは無縁の制度です。よって、制度改革を拙速に進めるのではなく、国と地方自治体の責任を明記した現行の保育制度の充実を求めるこの請願には賛成です。

以上で、私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。15番 石川正秀議員。

15番（石川正秀）

おはようございます。私はただいまの厚生委員長の報告のうち「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」に反対の立場から討論させていただきます。

本請願はシステムの制定に向けて要望されたものですが、国においては既にシステムの最終案が示されております。今後は国の動向をさらに注視し、本市の子ども・子育てシステムをよりよいものにすべきですが、本請願については現時点では国の進捗状況から遅れたものとなっており、内容も合致しないものとなっていますので反対するものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第3号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第4号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第5号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第8号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第18号 平成24年度飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第25号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第30号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第31号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」の委員長報告は不採択であります。「請願第4号」を採択することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第13号」、「議案第14号」、「議案第21号」、「議案第22号」、「議案第26号」、「議案第35号」、「議案第37号」、「議案第38号」、及び「議案第51号」、以上9件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました、議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第13号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、自校式調理場の工事については市内業者へ発注するのかということについては、昨年度の実績ではすべて市内業者に発注しており、今後についても市内業者へ発注できるよう契約課と協議していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」、「議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、「議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」及び「議案第35号 ふくおか県中央環境施設組合規約の変更」、以上4件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」及び「議案第38号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学

校給食費請求事件))」、以上2件については一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書及び提出資料に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第13号 平成24年度飯塚市污水处理事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」、「議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、「議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」、及び「議案第35号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更」、以上4件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第37号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第38号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第7号」、「議案第9号」から「議案第12号」までの4件、「議案第15号」から「議案第17号」までの3件、「議案第24号」、「議案第27号」から「議案第29号」までの3件、「議案第33号」、「議案第34号」、及び「議案第36号」、以上15件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けていました、議案15件について審査した結果を報告いたします。

「議案第7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、レース場へのファン送迎バスは西鉄バスと随意契約により委託しているが、委託料を抑えるためにも入札で行うことはできないのかということについては、現在市内循環バスと市外からの送迎バスがあり、市外の分については現在入札の導入を検討している。市内の分については飯塚バスセンターを中心に送迎しており、利用者の安全面を考慮すると、他の事業者ではバスセンター周辺に停留することが難しいため、西鉄と随意契約しているという答弁であります。

この答弁を受け、利用者の安全確保は当然考慮しなければならないが、市内循環バスについても入札の導入について検討してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、農業排水施設へ接続する世帯の増加が見られないが、接続率向上の努力はしているのかということについては、本年3月末より職員が接続のお願いのため、それぞれ戸別訪問する予定であるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、接続率向上策のさらなる検討と実施が、本事業の財政健全化と推進につながることを期待し賛成するという意見が出され、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、繰入金の前年度より約800万円増加しているのはなぜかということについては、景気低迷による各市場の売り上げの減少に伴い市場使用料も減額となっていること、また各市場の施設の老朽化に伴い600万円の工事費を計上したことによるものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査の過程において、人件費を増額するのであれば設備の補修等の要望に応じて優先的に予算を配分すべきではないかという意見や、駐車場使用料を無料化することで中心市街地への集客を図ることも中心市街地活性化推進策の一つと考えるので、今後十分に検討して適正な料金を決めてもらいたいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算」については、執行部から

予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、債務負担行為にマッピングシステム開発委託料があげられているが、どういった企業に委託する予定なのかということについては、委託先についてはシステム開発に精通した企業を公募し、プロポーザル方式により決定する予定であるという答弁であります。

この答弁を受け、トライバレー構想においても地元の情報化産業の育成をうたっており、その点も十分に配慮してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系水道事業会計予算」及び「議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件については、執行部から予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例」及び「議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、国の認可制度が廃止され国との協議もなくなれば、交付税、ひいては公共下水道の整備にも影響が出てくるのではないのかということについては、国との協議はなくなったが県との協議は継続するので、補助等に影響はないものと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、社会資本整備総合交付金として他の事業の分と一本化されると、どの事業を優先させるのかという話になる。来年度以降の予算の組み立てについては、これまでの縦割り行政では対応できないと考えるので、市長部局を含め関係各課と十分に研究していく必要があるのではないかという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 土地の処分（鯉田工業団地）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の契約形態は使用貸借特約付きの売買契約となっているが、仮に定期借地権にもとづく借地を要望された場合はどのように対応するのかということについては、特に鯉田・目尾工業団地は新たに造成したもので、基本的には売却したいという考えであり、定期借地権の導入を本市としてはまだ決定していない。今後、時代の移り変わりに伴い変化するニーズに随時対応できるよう、研究・検討していきたいという答弁であります。

次に、鯉田工業団地は今後も使用貸借特約付き分譲制度により誘致していく考えなのかということについては、本市においては企業立地促進補助金の制度があり、使用貸借特約付き分譲の場合はこの補助制度が活用できないため、いずれかを選択してもらうことになるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 財産の貸付け（飯塚リサーチパーク）」については、執行部から

議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本案では従来の約3分の1の貸付料になっているが、どのような根拠に基づくものなのかということについては、従来の貸付額は本市の公有財産管理規則に基づき算定したものであるが、当該企業より減額してほしい旨の要望が出されたことから、当該企業の実績や将来性等を総合的に勘案した結果、固定資産税相当額を納入してもらおうという使用貸借に基づき貸し付けるものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの経済建設委員長報告のうち議案第7号、議案第12号、議案第15号、議案第17号、議案第33号及び議案第34号に反対し討論を行います。

まず、平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算です。入場者が減少し収支の改善の見通しのない中、南九州市に場外発売所がオープンする予定です。他の自治体頼みで抜本的改善策とは言えない予算になっております。

次に、平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算です。そもそも鯉田工業団地は三菱マテリアルの炭鉱跡地の軟弱地盤を改良したもので、工業用地には適さない場所です。今回、株式会社タイセイプラスと売買契約を締結することになっています。この場所は入り口から1番奥で、もともと飯塚市の土地であったところも含まれ、軟弱地盤の影響が少ないところです。こんな中、借金返しは今年度の1億3570円に続いて、新年度1億4186万円が市民の税金から支払われることとなります。飯塚リサーチパークに47億2100万円の税金を投入して、何の反省もなく、また税金で穴埋めしようとするやり方は認められません。

次に、平成24年度飯塚市水道事業会計予算です。命を守る水をつくる施設を民間委託して、住民の命を守り健康の増進に資するという使命を投げ出していることについて反対いたします。

次に、「議案第33号 土地の処分（鯉田工業団地）」についてです。株式会社タイセイプラスと使用貸借特約付売買契約を締結するもので、分譲面積は12,000平方メートルで、価格は約9576万円です。もともところこの分譲価格は1平方メートルあたり8,100円ですから9720万円になるはずですが、使用貸借特約付きということで10年後にしかお金が入ってきません。また、貸付料は3年間無料で、その後7年間は固定資産税相当額、現在の額で約55万円を支払うことになっています。税金を投入して借金返しをしていることを考えると、分譲価格も貸付料も余りにも安過ぎます。よって同意できません。

次に、「議案第34号 財産の貸付（飯塚リサーチパーク）」です。12,785平方メートルの土地と建物です。貸付料は固定資産税相当額ということですが、多額の税金をつぎ込んだ場所にしてはあまりにも安過ぎるということで同意できません。

以上で討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、及び「議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例」、「議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」、「議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例」、以上4件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第33号 土地の処分(鯉田工業団地)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第34号 財産の貸付け(飯塚リサーチパーク)」の委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第36号 市道路線の認定」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

平成24年度一般会計予算特別委員会に付託していましたが「議案第2号」、及び「議案第50号」、以上2件を一括議題といたします。

平成24年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。26番 瀬戸 元議員。

26番(瀬戸 元)

本特別委員会に付託を受けました、「議案第2号」及び「議案第50号」以上2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」の審査に当たりましては、執行部から、委員会要求資料の提出並びに予算書等に基づく補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出・総務費・一般管理費「メンタルヘルス研修」について、内容と対象はどのようなものなのかということについては、本研修については市職員を対象として、ストレス等のメンタルヘルスに関する自己防衛研修と組織としての対応などに関する研修を予定しているものであるという答弁であります。

この答弁を受け、平成24年3月現在でも11名の職員がメンタルが原因で休業をしており、ぜひ全職員を対象としたメンタルチェックシート等の活用を検討して欲しいという要望が出されました。

次に、同じく総務費・一般管理費「自主研究グループ助成金」について、目的と現状はどのようなものなのかということについては、職員の政策能力向上と人材育成の側面援助などを目的に組織し自主研究を行うものに助成するものであり、今年度は14名の職員が活動しているという答弁であります。

この答弁を受け、時間外に自主的に研究をしている若い職員の部署の枠を超えたアイデアや研究成果が本市のさまざまな問題解決の糸口になり得ると考えれば前向きな費用投資であり、更なる充実をして欲しいという要望が出されました。

次に、同じく総務費・企画費「目尾地域振興基本計画事業費」について、計画の将来展望はどうなっているのかということについては、現在、地元住民の代表で構成される目尾地域振興基本計画検討委員会において地域振興策についての検討・協議を行っており、今後についても意見交換を十分に行い、何が目尾地域の振興に必要なのか検討していくという答弁であります。

次に、同じく総務費・企画費「自治基本条例策定経費」について、策定委員会の構成と今後のスケジュールはどうなっているのかということについては、学識経験者、自治会長、市民公募、大学生、PTA関係者などで構成する策定委員会を平成24年度に組織し、内部ワーキンググループとの連携協議、研究を行い、まちづくり協議会を中心とした市民の意見等も把握しながら平成25年度中の条例制定を目指すという答弁であります。

次に、同じく総務費・地域振興費「コミュニティバス等運行費」について、本市の地域公共交通については予約乗合タクシーの導入など新年度から運行形態を変更するが、全体事業費の削減はなされたのかということについては、現在までのサービス水準を維持・向上し、更なる運行の効率化を図るためにはこれまでと同程度の経費が必要である一方で、持続可能な制度を構築するため実際の市の負担は軽減する必要があると考えており、補助金・交付金等の活用と利用者負担の見直しを行い、市の持ち出しについては前年度比で1900万円程

度の減額となっているという答弁であります。

次に、モニタリング業務委託の内容と目的はどのようなものなのかということについては、業務内容は専門的知識や手法により利用状況や市民意見の集積、分析を行い、運行計画の見直しや改善策の提案を行うものであり、詳細かつ効果的な分析により、さらに効率的な運行計画や施策を構築することを目的としているという答弁であります。

次に、運用にあたって改善事項が生じた場合の対応はどのように考えているのかということについては、短期間で対応が可能なものについては随時対応し、運行経路、ダイヤ、車両配置など運行計画の骨格的な内容の改善については、年度単位での適切な時期に改善を図るように事業運営を行っていくという答弁であります。

次に、本事業の利用者見込みと23年度の利用者実績はどのようになっているかということについては、利用者の見込みとしては予約乗合タクシーが6万2千人、コミュニティバスが2万8千人の計9万人としている。現状の平成23年度については年度途中であるが約10万5千人を見込んでいるという答弁であります。

この答弁を受け、現行よりもさらによい事業となっているのであれば、多くの方に利用いただけるように早急に周知を徹底すべきであるという指摘がなされました。

次に、同じく総務費・地域振興費「婚活支援事業費」について、前年度比で予算減となっている理由はなにか、また計上予算で前年並みに事業が継続できるのかということについては、23年度は県の補助金を活用していたが、24年度からは補助金がなくなったため、事業費を減額して実施するものである。これまでは事業者に委託し実施していたが、市もイベントに加わって支援していたのである程度のノウハウの蓄積はなされており、開催場所や食事などの内容を工夫して対応できるものと考えているという答弁であります。

次に、同じく総務費・地域振興費「旧4町まちづくり支援事業費」について、中心市街地活性化事業に関する調査設計等の単独事業費7379万1千円に対して、本事業の単独事業費は49万1千円であり、単純に比較できるものではないが予算が非常に少ないのではないかということについては、旧4町のまちづくりは現在、筑穂地区を先行して取り組んでおり、今後、潁田地区、庄内地区、穂波地区へと順次進めていきたいと考えている。まちづくりに対するさまざまな補助金等を有効に獲得、活用するように今後も努力するという答弁であります。

次に、同じく総務費・地域振興費「地域振興基金積立金」について、どのような用途を予定しているのかということについては、23年度の積立金1億円のうち、24年度に繰り入れを行う6600万円については、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、住宅リフォーム補助金、マイホーム取得奨励補助金と少人数学級教員配置事業などの学校関連事業に充当する予定である。24年度積立予定の1億5358万4千円を含めた用途については市町村振興協会の交付条件も踏まえ、本市の地域振興につながる事業に充当するため関係各課で協議を行っていくという答弁であります。

次に、同じく総務費・人権同和推進費「人権同和推進事業費」について、部落解放同盟飯塚市協議会への補助金が前年比800万円減の2410万円、全日本同和会飯塚支部協議会への補助金が前年と同額の257万円計上されているが、それぞれ減額、同額となっている理由はなにかということについては、運動団体への補助金は補助金の見直しの中で運営費補助から事業費補助への転換と総枠の縮小について指摘されていることから運動団体と協議を重ね減額となったものである。また、前年と同額とした部分については、合併後年々削減を行ってきており、これ以上の減額は活動の継続に困難となる恐れがあることが理由であるという答弁であります。

この答弁を受け、他の各種団体の補助金はもっと削られているところもある。事業費補助への転換を早期に進め、補助金について市民に不公平感を持たれないようにすべきであると

いう指摘や、行政の補完業務という位置付けの中でその役割や補助金支出について十分検討すべきであるが、いきなり25%の減額というのは性急ではないのかという意見が出されました。

次に、同じく総務費・諸費「防犯対策費」について、自治会負担分の防犯灯設置・維持管理については自治会加入率も年々低下傾向にあることから、維持が困難な自治会や自治会未加入者との負担の不公平感が生じているが、すべて市負担としてはどうかということについては、本市においては地域の防犯については地域が自主的に取り組んでいただくという考えのもと、自治会での設置や維持が難しい部分、市が設置すべき部分については、設置基準のもと市が設置管理を行うこととしている。自治会への加入についてはさらに促進していくという答弁であります。

次に、民生費・高齢者福祉費「在宅介護支援センター運営事業委託料」について、業務内容と費用内訳はどのようになっているのかということについては、市が運営する地域包括支援センターの地域の身近な相談窓口として市内12箇所に在宅介護支援センターを設置し、在宅介護や福祉サービス利用の相談、安否確認を兼ねた訪問指導や福祉サービス利用申請の代行など総合的な相談業務を委託している。委託料の総額は介護保険特別会計分を合わせ8410万円となっているという答弁であります。

この答弁を受け、この事業へは年間9,000件を超える相談があつているとのことであり必要とされている事業であるので費用削減することなく今後も進めてほしいという意見が出されました。

次に、同じく民生費・障がい者福祉費「生活支援センター等運営事業委託料」について、生活支援センターの概要と委託料の内訳はどのようになっているのかということについては、生活支援センターは障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じて必要な情報提供や専門機関の紹介、福祉サービス利用申請の補助を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うことで自立した社会生活を営むことができるよう、様々な支援を行うことを目的に設置されている。センタースタッフは電話、来訪、あるいは必要に応じて家庭訪問を行い相談業務等にあたるほか、定期的な要支援者には継続的な訪問による見守り、また、緊急時には休日夜間にかかわらず訪問支援を行うなど精力的に活動を行っている。

委託料の内訳はスタッフ2名分の人件費が約9割、燃料費、通信費などの活動経費が約1割となっているという答弁であります。

この答弁を受け、必要な事業であり、スタッフは多忙な活動を続けているので今後も支援をしてほしいという意見が出されました。

次に、同じく民生費・児童福祉総務費「乳児家庭全戸訪問事業」について、この事業の目的と概要はどのようなものなのかということについては、生後4カ月を迎える乳児がいる全家庭を看護師等が訪問し、子育ての孤立化防止や要保護児童等の早期発見を目的としている。事業を始めた昨年4月からの状況として30件の要保護関係の報告があつたが、内容は家の中が散らかっているとか、産後の体調不良などであり、特に乳児に危険があるという報告ではなかったという答弁であります。

この答弁を受け、必要とされる事業であり継続して実施して欲しいという意見が出されました。

次に、同じく民生費・青少年対策費「子育て応援情報発信事業費」について、本事業は市の子育て情報を集約した子育て新聞を発行する新規事業であるが、どのくらいのペースで発行し、配付方法はどのように行うのかということについては、毎月1回程度の発行を予定しており、保育所、幼稚園、支援センター等をはじめスーパー、コンビニなどを通じて配付し情報発信を行いたいという答弁であります。

次に、同じく民生費・生活保護費「医療扶助費」について、医療扶助は60億円を超え、

扶助費全体の6割弱を占めているが、適正執行に向けてどのように取り組んでいるのかということについては、医療費の請求に関しては業者委託によりレセプトを点検し、適正な医療、調剤の請求がなされているかチェックしている。また点検時に頻回受診、重複受診などが見られた場合は、病状を調査しケースワーカーを通じて被保護者への指導を行っている。また医療費の抑制策として24年度からジェネリック医薬品の使用促進に関して相談指導員の確保の検討を図り、抑制に努めたいという答弁であります。

この答弁を受け、不適切な請求があるとすれば問題であるので、各医療機関の1回あたりの医療費の比較や、医療扶助と一般の医療費の比較を行うなど、今後も適正執行に努めて欲しいという意見が出されました。

次に、衛生費・予防費「予防接種費（子宮頸がん）ワクチン」について、国のほうでは今後の継続について消極的な論議も為されているが、本市の考え方はどのようになっているのかということについては、国の補助が無くなった場合の取り扱いは現在決定していないが、事業の必要性を考えれば、全額補助は厳しいと思うが、何らかの形で継続できないか検討したいという答弁であります。

次に、同じく衛生費・健康づくり推進費「妊婦健康診査委託料」について、国・県の補助が無くなった場合でも事業を継続して実施する考えはあるのかということについては、事業開始時にあった交付税措置が無くなるなど市の財政負担が増えている状況であるが、14回の妊婦健診は基本的に必要と考えるので、何らかの形で継続実施できるよう検討していくという答弁であります。

次に、同じく衛生費・環境対策費「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」について、本事業は25年度までの期間限定で実施されており国の補助が45%ということであるが、25年度以降も国の補助は継続されるのか、また、仮に補助がなくなっても実施するのかということについては、25年度の補助については未確定であるが市としては25年度も実施していく予定であるという答弁であります。

次に、同じく衛生費・ごみ処理費「清掃工場管理運営費」について、清掃工場の管理運営委託料についてはどのように予算化しているのかということについては、運転管理を委託している日鉄環境プラントソリューションより整備計画の提案を受け、内部で検討をして予算化しているという答弁であります。

この答弁を受け、運転管理は専門性などから随意契約で行ってきているが、建設時の14年前と違い、直接熔融炉方式の特殊性は薄れ、対応できるメーカーも多数出てきている。行財政改革に取り組んでいる中、本件についても市場原理を働かせることのできるだけの削減努力をすべきであるという指摘がなされました。

次に、農林水産業費・農業振興費「耕作放棄地等再生対策補助金」について、昨年度に比べて予算が半減している理由はなにかということについては、昨年度の予算は耕作放棄地4ヘクタール、不作付地8ヘクタールの解消を想定していたが、実績は不作付地2.26ヘクタール解消にとどまっており、減額としたという答弁であります。

この答弁を受け、利用者が少なかったのであれば予算を減じるよりも、補助金額を増やすなどして解消に努めて欲しいという意見が出されました。

次に、商工費・商工業振興費「地域活性化商品券発行事業補助金」について、今回の発行分から販売対象者を市外居住者にも拡大した理由はなにかということについては、24年度においては、10%のプレミアム部分2千万円のうち400万円を商店街を含む販売店が負担し、また販売促進のイベント等も予定されていることから、消費の拡大を第一として販売対象を広げたものであるという答弁であります。

この答弁を受け、事業開始当初と比べ早期に完売している状況を考えると、市内居住者にできるだけ利用してもらえるように事業を実施して欲しいという意見が出されました。

次に、同じく商工費・商工業振興費「産業振興構想策定支援委託料」について、目的と概要はどのようなものなのかということについては、24年度をもって本市の産業施策の根幹をなすトライバレー構想の第2ステージが終期となるため、次期の構想策定に必要な基礎調査や結果解析などの業務を委託するものであるという答弁であります。

次に、同じく商工費・商工業振興費「中心市街地活性化事業費」について、中心市街地活性化事業は大変大きな事業であるが、民間等が主体の事業については流動的な部分もあり、国の認定もおりていない中で当初予算に計上すること自体無理があるのではないかということについては、各事業についてはこれまで確定していない中で説明が不足していた部分もあるが、認定がおりれば、限られた計画期間の中で4月から事業着手することになっているため、当初予算での審議をお願いするものであるという答弁であります。

次に、土木費・土木総務費「マイホーム取得奨励補助金」について、導入目的は何かということについては、地方都市での人口減少が続く中、定住人口の確保は本市にとって非常に大きな課題のひとつであるため、本市に転入し住宅の新築または中古住宅の購入者に対して奨励補助金を交付し定住を促進するものであるとの答弁であります。

次に、転入者に対する補助金ということで市内居住者は利用できないのであれば、市内居住者は逆に同様の制度を導入している近隣自治体へ転出することも考えられるが、何らかの対応が必要ではないのかということについては、転出抑制策についても必要があると考えているので、今後検討していきたいという答弁であります。

次に、同じく土木費・下水道費「技術者派遣手数料」について、内容はどのようなものなのかということについては、本市は技術職員が慢性的に不足している状態であり、24年度から合併特例債を活用した浸水対策事業等が本格的に始動することから、土木設計コンサルタント会社等と派遣契約を結び、土木建設課で4名、農業土木課で1名の技術職員を10カ月間採用するものであるという答弁であります。

この答弁を受け、事業のピーク時対策としての派遣ということであるが、技術職員は不足しており、今後も庁舎建設や学校建設など技術職員は必要であるので技術職員を増やすべきであるとの意見が出されました。

次に、教育費・事務局費「スクールサポーター配置事業」について、事業の内容と効果はどのようになっているのかということについては、学校内を巡回しての問題行動の未然防止や指導など、子どもたちと正面から向き合い支援を行うスクールサポーターを派遣する事業であり、23年度に実施した学校においては生活指導上の諸問題が激減しているという答弁であります。

次に、同じく教育費・人権同和教育費「人権同和啓発事業委託料」について、NPO法人人権ネット飯塚は旧飯塚市での事業を行っているが、旧4町へも委託を拡大し、直営部分の効率化をすべきではないのかということについては、拡大となれば指導員の確保等も必要であり今後検討していくという答弁であります。

次に、同じく教育費・教育振興費「介護支援等配置事業費」について、内容と配置数はどうなっているのかということについては、本事業は発達あるいは身体的な障がいをもつ子どもたちを支援、指導するための介護支援員を配置するもので、19小学校に29名、10中学校に14名の配置を予定している。

この答弁を受け、地域の学校できちんと受け入れできることは素晴らしいことであり、さらにきめ細やかな支援をして欲しいという意見が出されました。

次に、同じく教育費・教育振興費「多層指導モデル(MIM)推進事業費」について、内容と評価はどのようになっているのかということについては、本事業は学習のつまずきへ早期支援・予防的支援を行う多層化指導モデルについて研修を行い、実践的指導力の向上を図るものである。このような取り組みを市をあげて行っているのは全国でも本市だけであり、

23年度の結果では非常に高い効果が上がっているという答弁であります。

以上のような質疑応答のほか、審査の過程においては 観光と歴史PRバスハイク事業の推進について、人権啓発センター・同和会館管理運営のあり方について、飯塚国際車いすテニス大会への支援について、子ども医療費の拡充について、子育て支援センターの充実、存続について、広域的施設の今後の見直し検討について、中学生海外研修事業についてなどへ、指摘なり要望が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から同和行政が依然として行われていることなどの理由により本案に反対するという意見や、本案に賛成であるが、中心市街地活性化に関しては事業内容が明確でない予算が含まれるので、流動的な事業は今後丁寧な説明を要求するという意見が出され、採決を行なった結果、本案については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、執行部から、補正予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査したのち、委員の中から小中一貫校については疑問があり本案に反対するという意見が出され、採決を行なった結果、本案については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

平成24年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの予算特別委員長報告の「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」に反対し討論を行います。

野田内閣は社会保障と税の一体改革と称して消費税10%への増税を進めようとしています。これは国民生活に深刻な打撃を与え、経済も財政も破綻するものです。基礎年金国庫負担2分の1に必要な財源に交付国債を充てることとし、その交付国債の償還財源を消費税で賄うとしているのです。また、消費税増税は社会保障のためと言いますが、社会保障切り捨てのメニューとなっています。このような国の悪政から住民を守る立場から、第1に暮らしを守ること、第2に税金の無駄遣いをなくすこと、第3に清潔で透明な市政運営を貫くこと、この3つを住民が主役の立場で予算執行することが求められています。

まず、暮らし、医療、福祉、教育を守るという立場から、子ども医療費無料化は小学校3年生まで拡充されましたが、一部自己負担を押しつけています。小学校6年生まで引き上げるのに必要な予算は約9000万円です。さらなる拡充で安心して病院にかかれ、子育てできるまちづくりが求められています。

国民健康保険税を引き下げるための国保への財政支援が行われていません。高過ぎて払えずに資格証や短期保険証が発行されています。市民の命と健康を守るために一般会計からの繰り入れを行うべきです。安心して子どもを産み、育てやすいまちにしますと言いながら、公的責任を投げ捨てて保育所の民営化を次々と推し進めています。

また、教育についてです。有料化した幼稚園バスは平成25年度の認定こども園開始とともに廃止するとしています。幼い子を抱え送り迎えができない保護者に責任を押しつけるのは許せません。

小中一貫校は教育効果もまだ明らかになっていない中、学校再編計画とあわせ地域のまちづくりにもかかわるもので、十分な論議が必要です。慌てて進めるべきではありません。

コミュニティバスは運賃が100円から200円になり多くのバス路線が廃止され、乗合タクシーが運行されます。ドアからドアで便利がよくなるというのですが、地域内の運行ということではバスに乗り換えなければならない人も出てきます。しかも料金が300円と負担が大きくなり、高齢者の外出が制限されることにもなりかねません。

最後に、部落解放同盟に対する補助金800万円が減額されたとはいえ、2410万円と高額です。運動団体の補完を受けなければならないほどの相談や事務量は見受けられません。平成22年12月に飯塚市補助金等審議会による審査が行われ、平成23年1月には意見・提言書が提出されました。運動団体の補助については、運営費補助から事業費補助へと見直しが必要との判断が示されているのに、運動団体と協議を重ねているなど、いつまでも改善がされないままです。人権同和啓発事業委託料2883万円は人権ネットいづかに委託され、ほとんどが8人分の人件費です。以前は9カ所10人の嘱託職員であったものを、現在は1カ所で業務をされているのですから、8人は多過ぎるのではないのでしょうか。仕事の量を精査すれば委託料は減らせるではありませんか。また、人権同和教育は学校教育の中で十分にやっているという学校教育課長答弁にもあるのに、解放子ども会と称して一部の子どもたちを集めての活動はやめるべきです。

以上を述べまして、私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第50号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

議長（兼本鉄夫）

本会議を再開いたします。

「議案第39号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」から「議案第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの11件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第39号の教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。

議案第39号は平成24年5月16日付けをもって任期満了になります教育委員会委員につきまして、飯塚市西徳前15番22号、上田敬子氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

続きまして、上程されました議案第40号から議案第48号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。

平成24年5月16日付けをもって任期満了になります本市固定資産評価審査委員会委員につきまして、議案第40号から議案第45号は飯塚市片島1丁目4番11号、松尾年勝氏、飯塚市柏の森250番地5、柳田光重氏、飯塚市山口370番地1、右橋政博氏、飯塚市大日寺512番地16、川邊拓也氏、飯塚市菰田東2丁目6番20号、牛島光一氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

議案第45号から議案第48号は飯塚市鯉田1900番地3、野中佳代子氏、飯塚市伊岐須886番地12、岡英次氏、飯塚市鯉田2055番地、小鶴信勝氏、飯塚市天道139番地2、松本和久氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

人権擁護委員につきまして議案第49号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。

平成24年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市長尾49番地、中野ナヲミ氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案11件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案11件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第39号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました上田敬子さんからあいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。上田敬子さん。

教育委員会委員（上田敬子）

失礼いたします。本議会におきまして教育委員としてご同意いただきました上田敬子でございます。非力ではございますが、飯塚市の教育の充実と発展のために誠心誠意努力してまいっている所存でございます。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

議長（兼本鉄夫）

次に、「議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市社会福祉協議会評議員に、15番 石川正秀議員を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市社会福祉協議会評議員に、15番 石川正秀議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市社会福祉協議会評議員に、15番 石川正秀議員を選出することに決定いたしました。

次に、国民健康保険運営協議会委員に、4番 宮嶋つや子議員、及び19番 藤浦誠一議員を指名いたします。

お諮りいたします。国民健康保険運営協議会委員に、4番 宮嶋つや子議員、及び19番 藤浦誠一議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、国民健康保険運営協議会委員に、4番 宮嶋つや子議員、及び19番 藤浦誠一議員を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口徹議員。

6番(江口 徹)

「議員提出議案第1号 市長の専決処分事項指定の追加」について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定されたものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる」こととされております。同規定に基づき、「学校給食費の請求に関する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停」について、市長の専決処分事項として追加指定し、関係者との迅速な交渉及び解決を図るため、本案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第1号 市長の専決処分事項指定の追加」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口徹議員。

6番(江口 徹)

「議員提出議案第2号 飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

本案については、議長、副議長及び議員が招集に応じ、または常任委員会、議会運営委員会、もしくは特別委員会に出席し、費用を要したときの費用弁償を廃止するため、提出する

ものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第2号 飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第3号」から「議員提出議案第4号」までの2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

議員提出議案第3号および議員提出議案第4号、以上2件について提案理由の説明をいたします。

本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、「若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、文部科学大臣あてにそれぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第3号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求

める意見書の提出」、及び「議員提出議案第4号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

「議員提出議案第5号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。9番 松本友子議員。

9番(松本友子)

議員提出議案第5号について、提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「「武器輸出禁止三原則」の法制化を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長あてに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第5号 「武器輸出禁止三原則」の法制化を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 永末雄大議員。

7番(永末雄大)

議員提出議案第6号について、提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「八木山バイパスの早期無料化に関する意見書(案)」は、内閣総理大臣、国土交通大臣、福岡県知事、福岡県議会議長あてに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第6号 八木山バイパスの早期無料化に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第7号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 道祖満議員。

10番(道祖 満)

議員提出議案第7号は決議案であり、案文を朗読して提案理由に代えさせていただきます。東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議(案)。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を始め東日本の広範囲にわたる地域が、地震と津波により大きな被害を受けました。この被災地の復旧と復興に向けて、様々な形で全国各地の多くの人たちが支援を進めてきています。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが、大震災で生じた膨大な「がれき」の処理と言われており、岩手県、宮城県では既存の処理施設により全力で処理を進めるとともに、仮設焼却炉が4基稼働中で今後25基の仮設焼却炉が稼働する予定ですが、それでも県内の処理能力は不足しており、岩手県では約57万トン、宮城県では約344万トンの処理しきれない「がれき」の広域処理について、全国の自治体に対し協力を呼びかけています。

この「がれき」処理については、放射能の影響を心配する市民、国民が多くおられることも現実ではありますが、被災地の方々の苦悩を取り除くために1日も早い処理が求められていることも、また現実であります。

よって、本市議会は、本市に対し、「がれき」処理について、情報をあまねく開示するとともに十分な説明と真摯な議論を行い、市民及び関係者等の理解を得ながら検討を進めた上で、科学的な知見により放射能の影響を検証し放射線量の測定等について十分な体制を整えること、また、試験焼却などを経て放射性物質に関する安全基準を全てクリアすることを条件に、受け入れを表明することを要請いたします。

なお、あわせて今回の震災に対して、飯塚市として行うことの出来る全ての支援について、飯塚市民と共に全力で行うよう要請いたします。

以上、決議する。平成24年3月22日、飯塚市議会。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第7号 東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議」について討論を行います。

東日本大震災の膨大ながれきは被災地の復興の大きな障害になっています。その処理を被災地だけで行うことは困難として、国は岩手県、宮城県のがれきの広域処理の協力を全国に求めています。私は国が被災地における処理能力の強化、処理の各段階での放射線レベルの測定とその結果の公開によって、通常の廃棄物と判断されるものについて住民の合意を前提とし協力することに同意するものです。齊藤市長は昨日の記者会見で「焼却灰の処分先も含めて慎重に検討したい」と述べたと報道されています。吉北にあるガス化溶融炉方式のクリーンセンターで処分することを前提としたものです。クリーンセンターの最終処分場から出る浸出水はクリーンセンターの冷却水として循環しますが、これが放射性物質によって汚染される危険も心配されます。さらに、現在最終処分場の容量は70%に達し、延命を図る目的で昨年10月から新たな焼却灰の半分を大牟田市の最終処分場に持ち込んでおり、関係自治体との新たな協議も必要になります。放射性物質の空気中への流出を確実に防止する課題もあります。市長が「慎重に検討したい」と述べているのも当然です。また、住民の皆さんの中には被災地の役に立ちたい。1日も早い復興のために協力したい。がれきも安全が確認されるものであれば受け入れたいとの思いが強くあります。また、その思いがありつつも、放射線レベルの測定と基準の設定に対する不安、放射性物質の汚染の広がりの危険も心配する声があるのも事実です。放射線物質の拡散を心配し、受け入れをしないでほしいという要望書が市長や市議会議員にも届けられています。がれきの処分について、放射性物質の危険回避について重大な課題がいくつもあり、住民の合意も形成されているとは言えません。市長には被災地支援を真剣に考えるとともに、住民の命と健康を第1にした科学的で慎重な検討が求められていることは明らかです。

本日、提出された決議案は放射性物質に関する安全基準をすべてクリアすることを条件にしていることは当然ですが、住民合意を前提にすると明記していません。市長が住民合意を前提として慎重に検討すべきことを、市議会が決議によって性急に求めることは不相当と言わざるを得ず、私は本決議案には賛成できません。

以上で、私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第7号 東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第1号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

土木管理課長（伏原和也）

「報告第1号 専決処分の報告」についてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の49ページをお願いします。本件事故は、平成23年12月14日、水曜日、午

前7時50分頃、潤野地内の市道「平原4号線」において、当事者が潤野から南ヶ丘団地方面へ走行中、市道に生じた穴により車両のフロントバンパーを損傷させたものでございます。

事故によります市の過失は80%で示談が成立しており、当事者車両の損害賠償額は修理費用額17万1千円のうち、市の過失80%である13万6800円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃より市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて参ります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第2号 平成23年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告を求めます。国県道対策室主幹。

国県道対策室主幹（栗原和彦）

議案書51ページ、「報告第2号 平成23年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告をいたします。

議案書の52ページをお願いします。平成23年度飯塚市土地開発公社補正予算（第1号）を説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入は既決予算額2403万円に飯塚市補助金等21万9千円を増額補正して計2424万9千円とし、収益的支出は既決予算額2403万円に負担金等を21万9千円増額補正し、計2424万9千円としております。補正予算の詳細につきましては、このページの下段に記載しておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第2号の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第3号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社予算の補正」の報告を求めます。管財課長。

管財課長（高瀬英一）

「報告第3号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社予算の補正」についてご報告いたします。この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

54ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、収入合計は既決予算額から500万6千円を減額し、総額を1億1773万8千円に、支出合計は既決予算額から488万6千円を減額し、総額を1億1785万8千円とするものであります。なお、収入が支出に対して不足する額12万円は、前期繰越額316万7千円から補てんするものであります。

55ページをお願いいたします。補正収支予算に今回の補正の詳細を記載しております。収入の部における補正の主なものは、受託事業収入503万5千円の減であります。これは、事業費の決算見込みに基づく受託料の減になります。次に支出の部について説明いたします。管理費における60万2千円の増額補正は、公社事務費の増が主な原因となっております。この内、一般管理費の説明の欄の2行目にありますが、臨時職員賃金としまして、11万8千円を追加しております。また、負担金では、決算時期における賃金の時間外手当分予算

が不足した為、賃金への流用を行ったことに伴う23万4千円を増額計上しているものです。続きまして、受託事業費54万8千円の減額補正は市民広場管理費から新飯塚駅東口広場管理費までの5つの受託事業について、事業費の決算見込み額による不要額を減額するもので、主なものとしたしまして、公園管理費及び街路管理費の害虫防除、剪定、草刈業務等の委託料の執行残であります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。筑穂支所経済建設課長。

筑穂支所経済建設課長（古川秀好）

「報告第4号 専決処分の報告」について、報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものです。追加議案書の1ページをお願いします。本件事故は、平成23年12月28日、水曜日、午後7時10分頃、大分地内の市道高田・長尾線において、当事者が筑穂元吉から筑前大分駅方面へ走行中、対向車と離合の際、幅員が狭いため側溝蓋上を通ったところ、側溝蓋が破損し車輛左後輪タイヤを損傷させたものでございます。事故によります過失割合は、市が100%で示談が成立しており、当事者車両の損害賠償は修理費用額21,000円であります。道路の点検補修につきましては、日頃より各自治会長への情報提供依頼や道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、更に気をつけて参ります。

以上簡単ではございますが、報告を終ります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。7番 永末雄大議員。24番 岡部 透議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成24年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後0時17分 閉会

出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	兼本鉄夫	15番	石川正秀
2番	藤本孝一	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

企画調整部次長 大谷 一 宣

副 市 長 田中 秀 哲

都市建設部次長 中園 俊 彦

教 育 長 片峯 誠

会計管理者 遠藤 幸 人

上下水道事業管理者 梶原 善 充

管財課長 高瀬 英 一

企画調整部長 小鶴 康 博

土木管理課長 伏原 和 也

総務部長 野見山 智 彦

国道対策室主幹 栗原 和 彦

財務部長 実藤 徳 雄

筑穂支所経済建設課長 古川 秀 好

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 定宗 建 夫

上下水道部次長 杉山 兼 二

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

